宮崎大学研究ライセンス及びリサーチツール特許ライセンスに関するガイドライン 平成21年6月18日決定

## 1. 本ガイドラインの目的

宮崎大学(以下、「本学」という。)は、「宮崎大学知的財産ポリシー」において、価値ある知的財産の創出を図るとともに、それら知的財産を広く社会に還元し、国民の福祉向上と経済社会の発展に資することにより、本学の社会貢献を促進することとしている。本学で創出された知的財産を社会に還元するにあたっては、大学としての公共性を自覚し、知的財産の保護と利用のバランスを適切に保たなければならない。

ここに本学は、知的財産権を円滑に使用した自由な研究活動の推進及びイノベーション 創出に向け、研究ライセンス及びリサーチツール特許ライセンスに関するガイドラインを 定める。

# 2. 研究ライセンスの取扱い

本学は、政府資金を原資として得られた研究開発の成果に基づく本学の知的財産権(特許出願中の発明等も含む)について、他の大学等が非営利目的の研究のためにその知的財産権の非排他的な実施許諾(以下、「研究ライセンス」という。)を求める場合は、他の大学等における研究自由度の確保と学術研究の振興の重要性を認識し、以下の方針に基づき対応する。

### (1)研究ライセンスの供与

本学は、他の大学等における当該研究を差し止めることなく、原則として、その求めに 応じて研究ライセンスを供与する。ただし、場合により、当該研究から得られた論文等に おいて、当該知的財産権の利用について言及することを他の大学等に求めることがある。

# (2)研究ライセンスの対価

研究ライセンスに対する対価については、原則として、ロイヤリティ・フリー(実費を除き無償)又は合理的なロイヤリティとする。

#### (3) 簡便で迅速な手続

本学は、研究ライセンスの供与が簡便で迅速な手続きにより行われるよう努める。

(4) 本学が第三者から研究ライセンスの供与を受けるとき、本学は、その研究ライセンスを使用した研究を行う教職員等が研究ライセンスの範囲や条件等を遵守するよう、その管理に努める。

# 3. リサーチツール特許の取扱い

本学はリサーチツール特許(ライフサイエンス分野およびその他分野において研究を行 うための道具として使用される物または方法に関する日本特許(特許出願中の発明を含む) をいう。これには、実験用動植物、細胞株、単クローン抗体、スクリーニング方法などに 関する特許が含まれる)の特性を認識し、本学のリサーチツール特許について、他の大学 等や企業等から研究段階におけるリサーチツール特許の実施許諾を求められたとき、以下 の考え方に基づき対応する。

ただし、リサーチツール特許のうち、商品化され市場において一般に提供されている物 又は方法については、この限りでない。

# (1) ライセンスの供与

本学が所有するリサーチツール特許について、他の大学等から、研究を目的として使用許諾を求められた時は、本学が行う研究(共同研究、受託研究を含む)や大学発ベンチャーを通じての事業化等に支障がある場合を除き、その求めに応じて非排他的なライセンスを供与するなど、他の大学等や企業等の円滑な使用に配慮する。

### (2) ライセンスの対価及び条件

リサーチツール特許に対する非排他的なライセンスの対価は、当該特許を使用する研究 の性格、当該特許が政府資金を原資とする研究開発によるものか否か等を考慮に入れた合 理的な対価とする。特に、他大学等に対するライセンス供与の場合は、学術振興の観点か ら、原則としてロイヤリティ・フリー(実費を除き無償)とする。

なお、ライセンスの供与にあたり、対価以外の妥当なライセンス条件を付す場合がある。

## (3) 簡便で迅速な手続

本学は、リサーチツール特許のライセンスの供与が簡便で迅速な手続きにより行われる よう努める。

## 注

本ガイドライン制定の趣旨および用語の意義は、総合科学技術会議における「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針(平成18年5月23日)」及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針(平成19年3月1日)」に基づく。